

ベネズエラ憲法改正国民投票 —チャベス大統領の敗北と内破する「チャビスタ」—

林 和 宏

はじめに

2007 年 12 月 2 日に実施された、憲法改正国民投票の結果に関する第一報が全国選挙評議会 (CNE) より発表されたのは、3 日に入った深夜 1 時過ぎのことであった。わずか数% の差とは言え、チャベス大統領提案の憲法改正案が否決された。その直後、公の場に姿を見せた同大統領は、賛成、反対を問わず、意見の表出を行ったベネズエラ国民に謝意を述べるとともに、僅差で勝利するよりも敗北を認めることを選ぶとの演説を行った。

しかし、同じ演説の中で、チャベス大統領は、自らを時代の寵児とした 1992 年 2 月 4 日クーデター時のフレーズを捩った「今のところは改正をなし得ることができなかつた (Por ahora no pudimos)」を繰り返し、社会主義路線の継続を宣言したのである。更に 2 日後には、自身の任期中であっても、国民あるいは国會議員の発意によるものであるならば憲法改正が可能であるとし、「第二の攻勢」をかけると主張した。

ベネズエラの「社会主義」化の未来を占う道標として、昨年の大統領選挙と並び国際的な注目を集めた今次国民投票で、チャベス大統領は大統領就任後初めての敗北を喫した。本稿では、国民投票前後の動きをフォローするとともに、チャベス大統領敗北の要因及び

「チャビスタ」と呼ばれる支持者内部の動向を整理し、今後の展望を描写する。

1. 改正案の登場

2006 年大統領選挙における圧勝直後に、社会主義化に向けた憲法改正を打ち上げたチャベス大統領は、2007 年に入ると即座にフローレス国會議長を代表とする憲法改正大統領諮詢委員会を立ち上げた。8 月 15 日に大統領より提出された改正案は全 33 条より成り、現行憲法第 230 条に規定されている 6 年の大統領任期を 7 年とし、「一度のみの連続再選」を無制限とする内容や、自営労働者に対する労働権保障のための基金設立(第 87 条)、労働時間の短縮(第 90 条)、所有権の多様化(第 115 条)、中央銀行の自律性廃止(第 318 条)、国軍の「ボリーバル軍」への名称変更(第 328 条)などが含まれている。

この改正案は、憲法第 343 条に基づき、国会で三度の審議を経ることが必要であるが、第三読会で突然、選挙権の 18 歳から 16 歳への引き下げ(第 64 条)、各種国民投票招集に必要な署名数の引き下げ(第 71~74 条)、非常事態における一部人権制限(第 337 条)、社会経済体制の定義に「社会主義」の挿入(第 299 条)、憲法改正等に必要な基準引き上げ(第 341~342、348 条)を含む 36 条が追加され、計 69

条にまで膨れあがったのである。

改正案の国会提出以降、大統領主導の下、全国各地で同案が配布され、一般国民への周知が目指されるとともに、国会議員等はそれぞれの地元選挙区において個別家庭訪問を行い、改正案の説明を行ってきた。第 343 条は、憲法改正の猶予期間として国会に 2 年間を与えており、年内改正に固執するチャベス大統領の拙速に対しては批判が寄せられた。更に、国会で上記 36 条が追加されると、12 月 2 日実施予定の国民投票まで 1 ヶ月程度しか時間がない中で、一般国民が全 69 条を理解することは不可能であるとし、学生運動、反政府政党ならびに与党内からも、国民投票を 08 年 2 月まで延期するようにとの要請があつた。

こうした声にも関わらず、11 月 2 日には、与党・社会民主主義党(Podemos)所属議員その他の反対はあったものの、国会で全 69 条から成る憲法改正案が承認され、同日のうちに CNE に提出された。またチャベス大統領の意向に従い、大統領提案の 33 条項に国会提案の 13 条項を足した 46 条項を A ブロック、国会提案の残りの 23 条を B ブロックに分け、それぞれブロック毎に賛否を問うとの投票方法についても決定された。改正反対派は、条項毎の投票を主張していたが、結局、その決定が覆ることはなかった。

2. 初の敗北

3 日午前 1 時過ぎ、「今後の開票作業の過程で本結果が覆ることはない」と前提した上で、ルセナ CNE 委員長が発表した投票結果(得票率)は、A ブロック(改正賛成 : 49. 2%、改正

反対:50. 7%)、B ブロック(改正賛成:48. 9%、改正反対 : 51. 0%)というものであった。僅差とは言え、2006 年の大統領選挙結果(チャベス大統領 : 62. 8%、ロサレス候補 : 36. 9%)を勘案するならば、チャベス大統領の提案がいかに国民からの反発を招いたかを容易に察することが出来る内容である。

しばしば指摘されるのは、石油収入の分配に基づく不労所得文化に慣れ親しみ、無料でもらえるものは喜んで引き受けるが、同時に、時計一つと言えども自分の所有物に手をつけられることを極端に嫌うというベネズエラ人の国民性であるが、これに鑑みるならば、反政府メディアが大々的に展開したベネズエラの「キューバ型共産主義化」、「私有財産の廃止」といったキャンペーンは世論を「反対」に導くには十分効果的なものであった。また、現行憲法第 6 条の言う権力の交代こそがその腐敗を防ぐとの精神を国民は歴史的経験より理解していたのかも知れない。

しかし、今次国民投票におけるチャベス大統領の敗北は、単純に国民文化に起因するものだけではなく、その他、多くの要因が複雑に絡まつたものであったことを指摘する必要がある。例えば、ロサレス・スリア州知事が所属し、昨年の大統領選挙以降、反政府を代表する政党となった新時代党 (UNT) のバルボサ党首は、国民投票における勝因を「メディア、学生運動、そしてバドウエル前国防相発言」と指摘している。世論調査を含む広義のメディアは、社会主義化の脅威を煽り、同時に「勝機有り」との世論を醸成するに決定的な役割を果たした。また 5 月末、政府に批判的な論調を有する民放 RCTV 局への

政府によるコンセッション更新拒否に対して決起した学生運動も、ベネズエラの未来を象徴する、既存の政党から離れた新たな存在として、現状の政情に危機感を感じつつも政治参加を拒否してきたセクターの動員に大きな影響を与えたと言える。

学生運動の「投票し、反対しよう」とのメッセージは、ここ数年の選挙を棄権してきた民主行動党(AD)のような政党をも動かすことになる。低所得層においても高い動員力を誇る伝統政党 AD は当初、棄権路線を仄めかすような行動を取ってきたが、とりわけ 2005 年 12 月の国会議員選挙における候補者取下げを主導した同党の政治的駆引きは、必ずしも反政府内でも好ましい印象を残しておらず、「利己主義的な駆け引きは止めて、ベネズエラの将来のために票を投じろ」との学生の主張は、同党にとっても耳の痛いものであったに違いない。また、こうした反政府側の政治動員を可能とした背景として、2004 年の大統領罷免国民投票以降、一種の「神話」を形成してきた電子投票システムに対する信頼感が回復されたことも挙げる必要がある。大統領選挙前には政府側による選挙不正と秘密投票の侵害が声高にメディアでも報じられていたが、同選挙後に国際監視団が秘密投票の保護にお墨付きを与えたことも心理的に反政府側の投票行為を促したと考えることが出来る。

この他に、外貨割り当て制限他から牛乳等の基礎食料品が不足し、小売店に長蛇の列が出来、深刻化する治安悪化に政府が適切な対応をしない等、チャビスタの中核を成すとされる貧困層に打撃を与えるような「失策」に

対する意思表示は、あるいは「棄権」という形で表明されたのかも知れない。

3. 内破する「チャビスタ」

UNT 副党首のロペス・チャカオ市長は、投票結果発表直後の第一声で、チャベス大統領が、今回の国民投票を自身の提案する社会主義についてではなく、自身に対する信任投票に切り替えようとしたと批判している。また、ロペス市長は、国民がこの罠に陥ることなく、「大統領は大統領、憲法改正は憲法改正」と冷静に判断を下して反対票を投じたと評価している。確かに街中に張られた改正賛成派の選挙宣伝ポスターにある「チャベスとともに賛成(Sí con Chávez)」のメッセージは、チャベス人気があやかったものであり、改正案の理解よりも(改正による無制限連続再選を通じて)チャベスという指導者を存続させるための賛成票を呼びかけるポピュリスト的なスタイルであったことは否定できない。

これに異議を申し立てたのは、上で見た「反政府」セクターだけではなかった。大統領が提唱するベネズエラ統一社会党(PSUV)への合流を拒み、今年に入ってから批判の対象とされてきた Podemos は、「人民に権力を授与することを目的とする」との改正案に異議を唱え、本来的に権力を持つ人民を承認することが施政者の役割であり、「権力を授与する」との表現に包含されるポピュリスト的な権威主義を批判したのである。

またバルボサ UNT 党首が勝因の一つとしたバドゥエル前国防相は、2002 年 4 月クーデター時にチャベス大統領を救出した「命の恩人」であるが、同前国防相も、11 月 5 日にな

つて、今次憲法改正における社会主義の用語の挿入が、政治的多元主義を擁護する現行憲法の基本原則(特に第2条)の変更に当たり、第342条の掲げる「部分的再検討」を越えて、国家の質的変更を迫っていると発言した。同前国防相は、99年憲法における民主主義の理念が改正により否定されてしまい、そのことが翻って、国民の権利を剥奪することと同義であるとの厳しい批判を投げかけたのである。

この他に、ランヘル前副大統領も、ベネズエラ国民は「社会主義プロジェクトを担うには未熟」とのチャベス大統領の発言に異議を呈し、有効票の半数が今次改正案を支持したことを強調するとともに、チャベス政権の無能さを敗因の一つに挙げた。また、ビジェガス外務次官は、チャビスタ内部の多様性を等閑視したつけがここに来て現れたと述べるとともに、自己の保身のため身内批判をせずに、「偽善的な沈黙」を保つ勢力がいることを指摘しつつ、次官職を辞した。投票日の数日後にチャビスタとして知られるモラレス最高裁長官が投函する投票用紙に「反対(No)」の文字が透けて見える写真がリークされたりしたが、これが事実であるとすれば、ビジェガスの言う「偽善的な沈黙」はチャビスタ内部のかなり重要な部分にまで蔓延るようになってきているとも指摘出来るのではないか。

4. 2008年の動き

年が明けて、チャベス大統領は13名の閣僚交代を発表している。今次内閣改造の目玉として指摘されたのは、ラモン・カリサレス住宅大臣の副大統領就任と通信・情報大臣の交替である。ロドリゲス副大統領とララ通

信・情報大臣は国民投票の選対である「コマンド・サモラ」の最高責任者であり、国民投票における敗北の責任を取っての辞任であるとの見方が強い。大統領曰く、両名は、今年10月に予定されている地方選挙においてチャベス派の主軸となるPSUV結成への専念が期待されているが、かつて副大統領を務めたカベジョ・ミランダ州知事の事例のように、ロドリゲス、ララ両名の地方選出馬も否定できないシナリオである。

この他、治安・ゴミ問題や基礎食料不足問題の責任を取ってか、内務・司法大臣や食糧大臣も辞任している。また、付加価値税減税措置にも関わらず、年初の12%という目標を大きく裏切る22.5%というインフレ率で2007年の幕を閉じたベネズエラ経済であるが、この責任を取るかのようにカベサス財務大臣を始め経済関係閣僚が軒並み交替している点は特筆に値する。今年に入って初めての、チャベス大統領によるラジオ・テレビ番組「アロー・プレシデンテ」で、同大統領は2008年が「見直し」、「訂正」そして「再推進」の年となると発言しているが、そこには、上で見た諸問題はもちろん、チャベス人気の屋台骨である貧困対策・社会政策における腐敗や非効率を見直し、訂正し、そして再び力強く推進していこうとの含意を読み取れる。

更に1月5日にはフローレス国会議長の再選、エルナンデス第二副議長の第一副議長への昇格と併せて、PSUVへの合流を拒んでいるアルボルノスPPT書記長が第二副議長に就任したことも注目される。国民投票以前、チャベス大統領は頑なまでにPSUVへの統合を要求していたが、これら少数与党の国民投票

選挙運動における支援を見るにつけその態度を軟化させ、同二党への地方選挙における選挙協力を提案するに至る。

こうした変化には、国民投票における敗北が大きな影響を与えている。チャベス支持派が揺るぎないとされてきた諸地方自治体が「敵」の手に墮ちるのを見て、チャベス大統領は「反革命」勢力の伸張を看取している。一時は「反政府」とまで批判したこれらの政党との連携は地方選挙に向けたチャベス政権のなりふり構わぬ姿勢の発露であると見受けられる。

おわりに

チャベス大統領の言う「第二の攻勢」がどのような形で進められるのかについては未だ不透明感が残るし、チャビスタ内部の多様性が露呈した今次投票結果を見る限り、その引き締めこそが先決のように見える。一部のチャビスタの中には国民投票以降、今回の敗北を政権立て直しの好機と見なし、主題として掲げてきた貧困者救済措置へと立ち返ろう、バリオに入って民衆との対話を再開しよう、といったポジティブな発想が見られるようになった。しかし、チャベス大統領が「負債」という言葉で表現したように、政府からの巨額の資金援助や社会プログラム提供にも関わらず、街頭に出ることをやめ、選挙動員を怠った地方首長、そしてこれら指導者の無能を言い訳に投票に赴かなかった有権者

に対する「犯人探し」に躍起となるグループも存在する。2008年後半には地方選挙が控えており、今回の敗北に対する「制裁」が同選挙において果たされたとの見方も強い。PSUVの結党と併せて、同選挙を通じて「チャビスタ」内部から台頭するであろう新たな指導者に注目が集まるところである。

同時に、今回の国民投票を機会に団結を示した反政府派にとどても、同選挙は巻き返しの重要な機会である。石油価格が依然高値で推移する今日、チャベス政権はばらまきと大統領個人のカリスマ依存のポピュリズムで対抗してくるであろう。今次国民投票の結果がすなわち「チャベス離れ」を意味するとは言えないだろうが、大統領選挙から減らした300万もの有権者を回復するための地道な努力が必要となる。また、反政府側も、今次選挙結果に表れた民意を正確に判断しつつ、一致協力した選挙運動を構築する必要がある。

(はやし・かずひろ 在ベネズエラ日本大使館
専門調査員)

※本稿は筆者個人の見解であって、外務省並びに在ベネズエラ日本大使館の見解を代表するものではありません。

参考文献

- 林 和宏. 2007. 「ベネズエラ統一社会党の結成とチャベス政権下における「社会主义」の行方」. 『アジ研ワールド・トレンド』第146号. JETRO アジア経済研究所.
林 和宏. 2007. 「ベネズエラにおける「地域住民委員会」の台頭—社会主义化と市民社会への介入」『ラテンアメリカリカレポート』Vol. 24, No. 2. JETRO アジア経済研究所